五條市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）　募集要項

１　趣旨

　　クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)とは、熱中症による健康被害の発生を防止するため、暑さをしのぎ誰でも休憩できる冷房設備が整った施設のことをいいます。公共施設、民間施設を問わず、地域で避難施設を確保し、市民の熱中症リスクを軽減させることが目的です。本市では市内の公共施設の一部をクーリングシェルターとして指定することに伴い、市とともに熱中症対策に取り組み、クーリングシェルターとして協力いただける民間施設を募集します。

２　登録要件

　(１)冷房設備を有すること。

　(２)原則２人以上の利用者が休憩できる椅子・ソファー等を有するまたは、準備できること。

　(３)熱中症特別警戒情報等の運用期間(毎年４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで)中の開放可能日は、暑さをしのぐことのできる休憩場所として提供できること。

　※　施設の開放可能日及び開放可能時間帯は、施設の通常営業日及び営業時間の範囲内で、協力いただける範囲の時間とします。

　※　クーリングシェルターの指定・設置については、環境省の「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」を参照ください。

３　確認事項

　(１)クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、市と協定を締結していただきます。

　(２)クーリングシェルターの指定施設は、市のホームページ等で公表します。

　(３)市が用意するポスター等の掲示をお願いします。

　(４)休憩に訪れた時の対応は各施設でお願いします。

　(５)環境省が発表する熱中症警戒情報・熱中症予防情報の把握に努めてください。

　(６)公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない場合があります。

　(７)冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費は各施設でのご負担となります。

　(８)クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても市は損害賠償の責任を負いません。

４　応募期限

　毎年６月末日まで

５　応募方法

　応募用紙に必要事項を記載し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。

　　担当部署：五條市すこやか市民部　健康推進課　健康推進係

　　　　住所：637-0036　五條市野原西6丁目１－１８

　　　　電話：0747-22-4001（内線288.290）

　　　　FAX ：0747-22-6585

メール：genki@city.gojo.lg.jp

６　指定までの流れ

　五條市健康推進課で応募申込受領後、聞き取り等により施設確認のうえ指定の可否を決定。指定の場合は、協定書を締結したのち運用開始。市ホームページ等でクーリングシェルター指定の公表も行う。

【公表項目】

・施設等の名称（使用スペースの階層・名称）

・所在地（住所）

・受入れ可能日及び時間帯又は定休日

・受入可能人数